

## 亀山市告示第81号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定に基づき、なお従前の例により、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月10日

亀山市長 櫻井 義之

### 1 委託の内容

住民票の写し、戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書及び課税証明書の交付手数料の収納事務

### 2 委託した私人の所在地及び名称

所在地 東京都千代田区一番町25番地

名称 地方公共団体情報システム機構

### 3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 4 収納事務を行う期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで